(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二一番一まで	前	A 九・〇〇～一〇・〇〇メートル	一八・二三五キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二三・五〇～二六・〇〇	四・八七三	
		C 二八・〇〇～六八・〇〇	二・八一七	
		D 〇・〇〇～九六・五〇	二・一〇〇	
	後	A 九・〇〇～一〇三・〇〇	一八・二三五	
		B・E 一八・七〇～二二六・〇〇	四・八七三	
		C 二八・〇〇～六八・〇〇	二・八一七	
		D 〇・〇〇～九六・五〇	二・一〇〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千葉県安房郡鋸南町保田字濱田二一一一番一から同町保田字濱田二一九番四まで	前	七・四〇～八・七三メートル	〇・〇一三キロメートル	
	後	九・二八～一一・〇七	〇・〇一三	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	東京都大田区南馬込六丁目五二七番四から同区南馬込六丁目五二七番一まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤沢市城南四丁目二九八番一から同市城南四丁目三二四番一五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一六号	横浜市磯子区久木町二一番一から同市磯子区久木町一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月九日

○関東地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷二〇一七番三〇地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月九日

○北陸地方整備局告示第十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

北陸地方整備局長　野田　徹

第1　起業者の名称　富山県

第2　事業の種類　一般国道415号道路改築工事（富山東バイパス・富山県富山市中田二丁目地内から同市下飯野字馬塚地内まで）並びにこれに伴う附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　富山県富山市中田二丁目、東富山寿町二丁目、東富山寿町三丁目、田畑字上竹、米田字眞免田、下飯野字道田、下飯野字野割、下飯野字大堰及び下飯野字馬塚地内

2　使用の部分　富山県富山市中田二丁目、東富山寿町二丁目、東富山寿町三丁目、田畑字上竹、米田字眞免田、下飯野字道田、下飯野字野割、下飯野字大堰及び下飯野字馬塚地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、富山県富山市中田三丁目地内の岩瀬スポーツ公園前交差点から同市下飯野字馬塚地内の富山東高校前交差点に至る延長1,788mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道415号道路改築工事（富山東バイパス）並びにこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している区間を除いた上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道415号道路改築工事（富山東バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路及び仮設迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道415号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、同項の規定により、本件区間の存する富山県が改築工事を施行することができるとされている。

また、本件区間は、道路法第13条第1項の指定区間ではないことから、富山県が道路管理者となっている。

これらのことを総合すると、起業者である富山県は、本件区間に対応する本路線の現行区間（以下「現道」という。）の道路管理者であるだけでなく、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、石川県羽咋市を起点とし、富山県氷見市、高岡市及び射水市を経由して富山市に至る延長68.1kmの幹線道路である。